

第1回 小樽商科大学「経営協議会」議事要旨

日 時：平成16年4月6日（火）14：40～16：15

場 所：第二会議室

出席者：秋山学長，山本理事（学術担当副学長），佐々木理事（財務担当），遠藤委員（経済学科教授），奥田委員（アントレプレナーシップ専攻教授），逢坂委員（学外委員），小原委員（学外委員），鎌田委員（学外委員），木梨委員（学外委員），榊原委員（学外委員）

陪席者：和田理事（教育担当副学長）

欠席者：なし

議事に先立ち、経営協議会の第1回開催にあたり、秋山学長から挨拶があり、引き続き、学内委員（遠藤委員，奥田委員）を紹介した後、各委員に委嘱状が手交された。次いで、本日は、和田理事に陪席いただいている旨説明があった。

議題1 中期目標原案・中期計画案について（資料1-1～1-5）

和田理事から、配付資料1-1に基づき、中期目標・中期計画に関する制度上の説明、提出スケジュール及びこれまでの検討経緯について概略説明があった。

引き続き、和田理事から、配付資料1-2から配付資料1-5に基づき、本学の中期目標原案・中期計画案及び業務方法書案のうち、主に経営に関する事項について説明の後、質疑応答があった。

次いで秋山学長から、補足説明があり、中期目標原案・中期計画案のうち、経営に関する事項及び業務方法書案について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

主な意見・質疑応答

経営協議会について

- ・ 経営協議会はどのような位置付けか。
- ・ 経営協議会の議を経て、役員会で審議し、最終的には学長が決めることとなる。「議を経て」とは拘束されるものではないが、尊重しなければならない。

中期目標・中期計画及び大学評価について

- ・ 中期目標・中期計画とは、どの程度具体的に示さなければならないのか。
- ・ 明確な基準はないが、例えば「数値」が示されていないならば評価もできないという議論もあった。
- ・ 中期目標・中期計画の変更は、大学限りで可能か。
- ・ 文部科学省の手続きが必要となる。
- ・ 評価はどのように行われ、どのように影響してくるのか。

- ・ 6年ごとに中期目標・中期計画を定める。その達成状況が評価され、運営費交付金に反映される。達成度によっては、大学の予算に差が出てくる。

国立大学法人移行について

- ・ 法人移行に伴い、教職員の身分は国家公務員から法人職員（非公務員）になる。
- ・ 事務職員の人事交流は、地区のブロック単位中心になると考えている。

議題2 平成16年度予算について（資料2）

山本理事から、配付資料2に基づき、平成16年度予算に関し、予算編成の方針、昨年度との相違点を中心に説明の後、秋山学長から平成16年度予算案について提案があり、審議の結果、原案どおり了承された。

主な意見・質疑応答

平成16年度予算案について

- ・ 原則として繰り越しはできない。余剰金は戻入することとなる。繰り越しが認められているのは経営努力（自己収入）部分のみである。
- ・ メーンバンクは、北洋銀行である。
- ・ 体育館などの建物は、文部科学省から財務省に予算要求し、予算化されれば、国から建物が現物出資されることとなる。
- ・ 寄附を受け入れる場合、例えば条件付きでも受入は可能である。

議題3 財務委員会について（資料3）

財務課長から、配付資料3-1から配付資料3-3に基づき、財務委員会規程案、監事監査規程案、会計規程案について、企画評価室長から、配付資料3-4に基づき、役員報酬規程案について説明の後、秋山学長から各規程案について提案があり、審議の結果、一部を修正し了承された。

次いで秋山学長から、職員の給与及び退職手当の支給基準について概略説明があり、審議の結果、了承された。

規程案修正部分

財務委員会規程 第2条の条文（事務局で修正する）

監事監査規程 第4条第2項「監査」を「監事は、監査」に修正

役員報酬規程 「第10条」を「第9条」に修正し、以下第16条まで1条繰り下げる